

第4編 特殊災害

第1章 海上災害対策

船舶の衝突，乗揚，転覆，火災，爆発，浸水，機関故障等の海難の発生による多数の遭難者，行方不明者，死傷者の発生又は危険物等の大量流出等による著しい海洋汚染，火災，爆発等の発生といった海上災害に対し，市をはじめとする防災関係機関がとるべき対策を定める。

第1節 予防対策（全課）

第1 海上災害対策

1 災害情報の収集・連絡体制の整備

- (1) 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制を整備する。
- (2) 災害時における緊急連絡体制を確保するため，平常時から通信設備の整備，充実に努める。

「第2編第2章第2節 通信・広報体制（機器等）の整備」に準じる。

2 防災組織の整備

- (1) 応急活動実施体制の整備
- (2) 防災組織相互の連携体制の整備
- (3) 広域応援体制の整備

「第2編第2章第1節 防災組織の整備」に準じる。

3 防災資機材の整備

大規模な海難等の事故が発生した場合には，捜索，救助，救急活動を迅速かつ的確に実施するため，防災資機材の整備に努める。

4 医療活動体制の整備

「第2編第2章第9節 医療体制の整備」に準じる。

5 緊急輸送活動の整備

「第2編第2章第7節 交通確保体制の整備」に準じる。

6 防災訓練の実施・連絡会議の設置

(1) 防災訓練

- ① 海上保安部，消防及び警察は，大規模災害や危険物等の大量流出を想定し，より実践的な訓練を実施するものとする。
- ② 海上保安部等国の機関，消防及び警察等をはじめとする県及び市，その他の防災

関係機関は、相互に連携した訓練を実施するものとする。

③ 訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じて体制等の改善を行う。

(2) 連絡会議の設置

市及び他の関係機関は、本計画の円滑な推進を図るため、原則として毎年1回の連絡会議を開催する。なお、防災資機材及び沿岸施設等の現況を相互に確認するとともに、災害の予防対策についても協議する。

第2 海上流出油災害対策

1 災害情報の収集・連絡体制の整備

(1) 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制を整備する。

(2) 災害時における緊急連絡体制を確保するために、平常時から通信設備の整備・充実に努める。

2 防災組織の整備

(1) 応急活動実施体制の整備

(2) 防災組織相互の連絡体制の整備

(3) 広域応援体制の整備

3 防災資機材の整備

大量の流出に備え、資機材の整備に努める。

また、災害時に必要な資機材の把握、要請、輸送、管理等について、関係機関で十分協議し、資機材を保有する機関や事業者からの調達が行える体制を整備する。

4 医療活動体制の整備

「第2編第2章第9節 医療体制の整備」参照

5 緊急輸送活動の整備

「第2編第2章第7節 交通確保体制の整備」参照

6 防災訓練の実施・連絡会議の設置

(1) 防災訓練の実施

関係機関は、協力して流出油災害を想定した訓練を原則として、毎年1回以上行うものとする。

(2) 連絡会議の設置

市及び他の関係機関は、本計画の円滑な推進を図るため、原則として毎年1回の連絡会議を開催する。なお、防災資機材及び沿岸施設等の現況を相互に確認するとともに、災害の予防対策についても協議する。

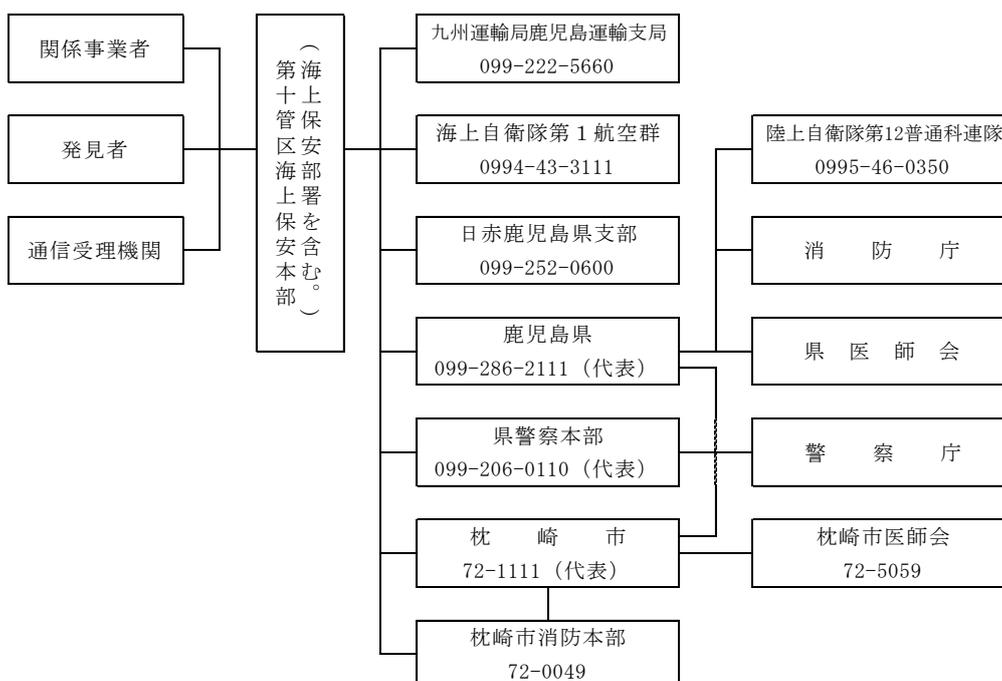
第2節 応急対策 (全課)

第1 海上災害対策

1 被害情報等の連絡

市は、当該区域内に被害が発生したときは、人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、これらの被害情報を県に報告する。

海上災害情報連絡系統図



2 活動体制の確立

(1) 関係事業者の活動体制

関係事業者は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、対策本部設置等必要な体制を整える。

(2) 市、消防機関など防災関係機関は、災害の状況・規模に応じ、又は県の体制などを踏まえ、災害応急対策のため必要な体制を確立する。

3 実施事項

各関係機関の実施事項は、以下のとおりである。

関係機関	実施事項
鹿児島県	(1) 被害情報収集及び関係機関への連絡通報 (2) 関係市町村に対する情報の伝達及び応急対策上必要な指示 (3) 被害状況のとりまとめ及び消防庁への報告 (4) 自衛隊、他の市町村、消防機関への応援要請 (5) 応急対策物資のあっせん、調達、輸送の協力 (6) 報道機関への対応 (7) 現地連絡調整所の設置及び運営 (8) その他の災害応急対策

枕 崎 市	<ul style="list-style-type: none"> (1) 被害情報収集及び関係機関への連絡通報 (2) 他の市町村，消防機関への応援要請 (3) 応急対策物資のあっせん，調達，輸送の協力 (4) 一時避難所の設置及び運営 (5) 遺体一時収容所の設置 (6) 無傷者，軽傷者の接遇 (7) 乗船者の家族，関係者への連絡，対応 (8) 報道機関への対応 (9) 現地連絡調整所の設置及び運営 (10) その他の災害応急対策
第十管区 海上保安本部	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害発生の状況把握及び関係機関への情報伝達 (2) 警戒区域設定，警戒警備 (3) 海上交通安全の確保 (4) 捜索活動及び救出救助活動 (5) 海上における負傷者のトリアージ，応急処置，搬送順位の決定 (6) 消火活動 (7) 被災船舶への人員，物資の緊急輸送 (8) 避難誘導 (9) 被災船舶乗船者の遺体の収容，見分等 (10) 報道機関への対応 (11) 現地連絡調整所の設置及び運営 (12) その他の災害応急対策
関係事業者	<ul style="list-style-type: none"> (1) 第十管区海上保安本部への事故発生の通報 (2) 乗船者（氏名，連絡先等）の把握 (3) 救出救助活動 (4) 消火救難活動に必要な被災船舶の情報の提供 (5) 避難誘導 (6) 無傷者，軽傷者の接遇 (7) 乗船者の家族，関係者への連絡，対応 (8) 報道機関への対応 (9) 現地連絡調整所への連絡員の派遣 (10) その他の災害応急対策
枕崎市消防本部	<ul style="list-style-type: none"> (1) 救出救助活動 (2) 負傷者のトリアージ，応急処置，搬送順位の決定 (3) 消火活動 (4) 現地連絡調整所への連絡員の派遣 (5) その他の災害応急対策
県 警 察	<ul style="list-style-type: none"> (1) 警察用航空機等による被害情報収集 (2) 捜索活動及び救出救助活動 (3) 避難誘導 (4) 遺体の検視，見分等 (5) 交通規制，群衆整理 (6) 現地連絡調整所への連絡員の派遣 (7) その他の災害応急対策
医 療 機 関	<ul style="list-style-type: none"> (1) 医療救護班の編成 (2) 救出救助活動 (3) 負傷者のトリアージ，応急処置，必要な医療処置，搬送順位の決定 (4) 現地連絡調整所への連絡員の派遣 (5) その他の災害応急対策

九州運輸局 鹿児島運輸支 局	(1) 海上災害応急対策の実施（船舶運航事業者に対する救援要請等） (2) 現地連絡調整所への連絡員の派遣 (3) その他の災害応急対策
自衛隊	県又は第十管区海上保安本部による災害派遣要請に基づく活動 (1) 海上災害応急対策の実施（被災者の救助・輸送等） (2) 現地連絡調整所への連絡員の派遣 (3) その他の災害応急対策
その他の関係 機関・団体	(1) 海上災害応急対策の実施 (2) 現地連絡調整所への連絡員の派遣 (3) その他の災害応急対策

4 現地連絡調整所

大規模な海上災害により多数の負傷者を伴う重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、以下のとおり現地連絡調整所を設置する。

(1) 目的

現地で活動する防災関係機関が、直接情報を共有・調整し、災害対策をより迅速かつ効果的に行うことを目的とする。

(2) 設置

災害の規模等を踏まえ、県、枕崎市及び第十管区海上保安本部の協議により設置する。

(3) 設置場所

現地連絡調整所の設置場所は、原則として迅速に設置できる場所であつ現場活動の一体性を考慮して、消防機関の現場指揮本部の付近等で、安全を確保できる場所とする。

(4) 参加機関

現地連絡調整所に参加する機関は、概ね以下のとおりとする。

- ① 鹿児島県
- ② 枕崎市
- ③ 第十管区海上保安本部
- ④ 関係事業者
- ⑤ 枕崎市消防本部
- ⑥ 県警察
- ⑦ 日本赤十字社鹿児島県支部
- ⑧ 市医師会
- ⑨ 九州運輸局鹿児島運輸支局
- ⑩ 自衛隊
- ⑪ その他関係機関・団体

(5) 関係機関への連絡員派遣要請

県、枕崎市及び第十管区海上保安本部は、現地連絡調整所の設置を決定した場合は、4 (4)の参加機関のうち、必要な機関に連絡員の派遣を要請する。

なお、連絡員の派遣が困難な機関については、常時連絡が取れる体制を保持するものとする。

(6) 連絡・調整事項

現地連絡調整所では、以下の事項について、連絡・調整を行う。

- ① 災害及び負傷者の状況把握
- ② 各機関の応急対策実施状況及び準備態勢等
- ③ 海上警戒区域設定等の海上安全対策
- ④ 現地の統制及び周辺の立入規制，交通規制
- ⑤ 海上における負傷者の救急・救護
- ⑥ 負傷者の陸上搬送先及び被災船舶の入港港湾
- ⑦ 海上における負傷者の搬送
- ⑧ 応急救護所の設置・運営
- ⑨ 負傷者の医療機関への搬送
- ⑩ 乗船者の一時避難場所
- ⑪ 家族等への対応
- ⑫ 遺体の搬送及び安置所等
- ⑬ 各機関が発表する広報内容の確認等
- ⑭ その他、応急対策を実施する上で調整を必要とする事項

(7) 運営方法

- ① 現地連絡調整所は、県、枕崎市及び第十管区海上保安本部が運営責任者となり運営する。
- ② 各機関は、連絡員を通じ、情報を提供し、現地連絡調整所において各機関との情報の共有を図る。
- ③ 随時又は定期的開催する連絡調整会議において、各機関の実施する活動の確認及び調整を行い、議事の進行は、原則として県が担当する。

(8) 資機材

県、関係市町村及び第十管区海上保安本部は、関係機関の協力を得ながら、現地連絡調整所に、以下の資機材を基本として準備する。

・テント、机、ホワイトボード、現地連絡調整所表示旗、地図（現場見取り図）、カメラ、トランジスタメガホン、時系列記録表、用紙、発電機、パソコン、プリンター、用紙、筆記具その他必要物品

(9) 廃止

大規模な海上災害の発生危険性がなくなった場合、あるいは発生した災害が沈静化し、現地における応急対策（特に人命に係わる事項）を連携して行う必要性がなくなった場合に、県、関係市町村及び第十管区海上保安本部の協議により廃止する。

(10) 海上災害以外の大規模な特殊災害への準用

現地連絡調整所の規定は、海上災害以外の大規模な特殊災害の場合について準用する。

5 捜索・救助救急活動

- (1) 船舶の事故が発生したときは、第十管区海上保安本部、消防、警察等は、船舶及び航空機など多様な手段を活用し、相互に連携して捜索を実施するものとする。
- (2) 事故関係事業者は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努めるとともに、救助・救急活動を実施する各機関に可能な限り協力するものとする。

6 消火活動

(1) 第十管区海上保安本部等による消火活動

- ア 第十管区海上保安本部又は消防機関は、船舶の火災を知った場合は、相互に直ちにその旨を通報するものとする。
- イ 関係事業者、防災組織等は、速やかに火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。
- ウ 第十管区海上保安本部は、速やかに火災発生状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

(2) 消防機関による消火活動

- ア 消防機関は、速やかに沿岸部等の火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。
- イ 発生現場以外の市町村は、発生現場の市町村からの要請又は相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

第2 海上流出油災害対策

1 活動体制の確立

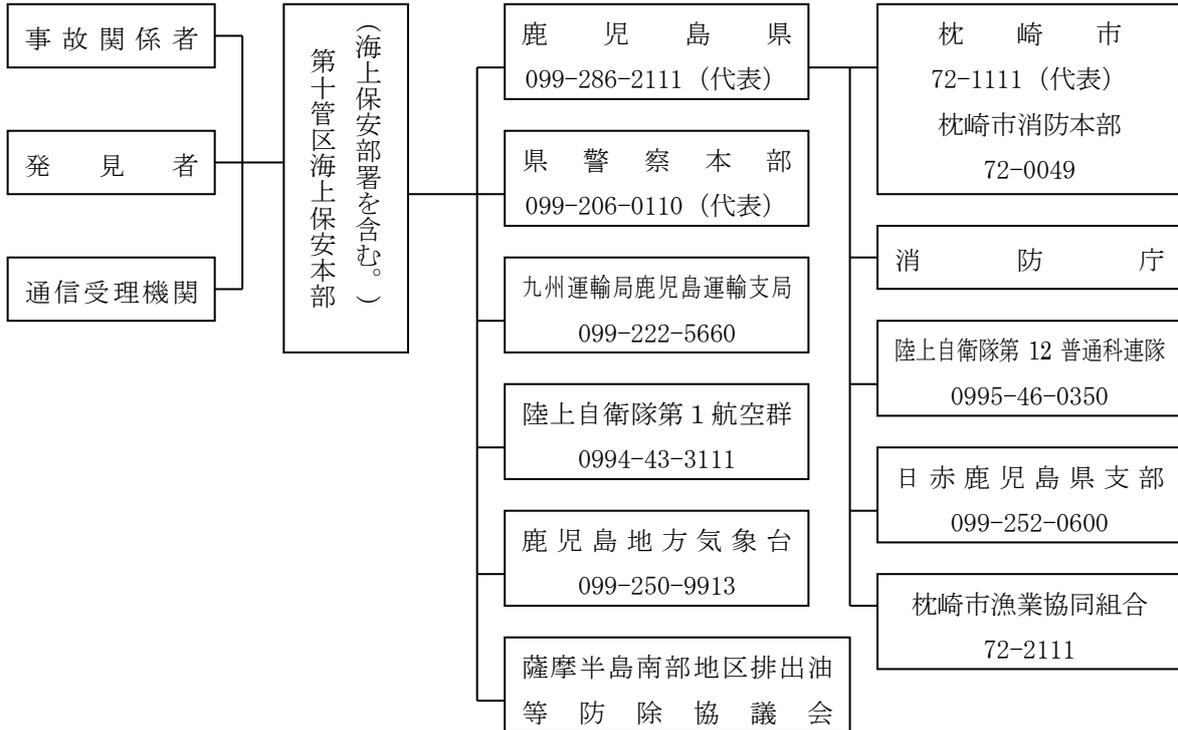
- (1) 市は、第十管区海上保安本部に設置された調整本部に防災責任者を派遣し、他の関係機関と相互に連絡を密にして対策の調整を図る。
- (2) 市においては、県、指宿海上保安署、薩摩半島南部地区排出油等防除協議会など災害対策のための必要な組織を確立する。

2 実施事項

- (1) 漂着油の状況把握
- (2) 沿岸住民に対する災害情報の周知、広報
- (3) 沿岸住民に対する火気使用の制限、危険防止のための措置
- (4) 沿岸及び地先海面の警戒
- (5) 沿岸住民に対する避難の指示又は勧告
- (6) 埠頭又は岸壁に係留中の船舶の火災の消火活動及び延焼防止
- (7) 沿岸地域の火災の消火活動及び延焼防止
- (8) 漂着油の除去措置
- (9) 回収した油の処分
- (10) 海上保安部等関係機関からの要請に対する流出油防除資機材等の協力
- (11) その他海上保安部の行う応急対策への協力

名 称	オイルフェンス (m)	油 処 理 剤 (ℓ)	油 吸 着 剤 (kg)	油 保 管 施 設
指 宿 海 上 保 安 署	100	540	129	
南薩地域振興局農林水産部	360	1,116	180	
枕崎市漁業協同組合	310	558	192	A重油 1,360kℓ(7基)
全漁連枕崎油槽所	380	900	240	A重油 10,000 kℓ(2基)
(株) 旭 石 油	240	400	200	A重油 810kℓ(4基)
(株) 増 田 石 油	50	180	15	A重油 380kℓ(4基)
枕 崎 船 渠 (株)	50			
枕 崎 市 消 防 署	80		70	
枕 崎 市	380	1,098	210	

3 情報連絡体制



管 区 本 部	第十管区海上保安本部	099-250-9800 (代)
及 び		099-250-9801 (休日、夜間)
海 上 保 安 部 署	鹿児島海上保安部	099-222-6681 (警備救難課)
	指宿海上保安署	0993-34-1000

4 被害情報等の連絡

市は、市の区域内に被害が発生したときは、人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、これらの災害情報を県に報告する。

5 広域的な応援体制

「第3編第1章第4節 広域応援体制」に準じる。

6 一般船舶・沿岸住民等への周知

(1) 一般船舶への周知

市及び他の防災関係機関は、災害が発生し、又はその波及が予想される場合は、海上における船舶の安全を図るため、災害の状況並びに安全措置については、一般船舶に対し、巡視船舶等の拡声器による放送、無線通信及び船舶電話等の手段により周知に努める。

(2) 沿岸住民等への周知

市及び他の防災関係機関は、災害が発生し、沿岸住民及び施設等に波及し、又は波及することが予想される場合、人心の安定と施設の安全措置を図るため、防災行政無線、広報車等の手段により周知に努める。

第2章 鉄道事故対策

列車の衝突等により多数の死傷者を伴う大規模な事故（以下「鉄道災害」という。）が発生した場合に、災害の拡大を防止し、被害の軽減を図るとともに、輸送の確保を図るため、市は、関係機関との連携を平常時から密にしておくことが必要である。

第1節 予防対策 （全課）

1 情報通信手段の整備

- (1) 災害発生時に直ちに災害情報連絡ができるよう通信手段の整備を図る。
- (2) 災害情報の収集を行うとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡し、情報の確認、共有化ができるよう体制づくりを図る。

2 災害広報体制の整備

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供し、被災者、被災者の家族及び地域住民等の混乱を防止するため、災害広報体制の整備充実を図る。

第2節 応急対策 （全課）

1 情報通信の実施

災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保し、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報については迅速に関係機関等に連絡し、情報の共有化、応急対策の調整等を行う。

2 災害広報の実施

正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者、被災者の家族及び地域住民等に対して行う災害広報は、「第3編第2章第3節 広報」の定めるところによるほか、次により実施する。

(1) 被災者の家族等への広報

被災者の家族等からの問い合わせなどに対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に対して次の情報を正確かつ適切に提供する。

- ① 鉄道災害の状況
- ② 家族等の安否情報
- ③ 医療機関等の情報

④ 市の応急対策に関する情報

⑤ その他必要な事項

(2) 地域住民への広報

市防災行政無線，広報車等により次の事項について広報を実施する。

① 鉄道災害の状況

② 旅客及び乗務員等の安否情報

③ 医療機関等の情報

④ 市の応急対策に関する情報

⑤ 施設等の復旧の見通し

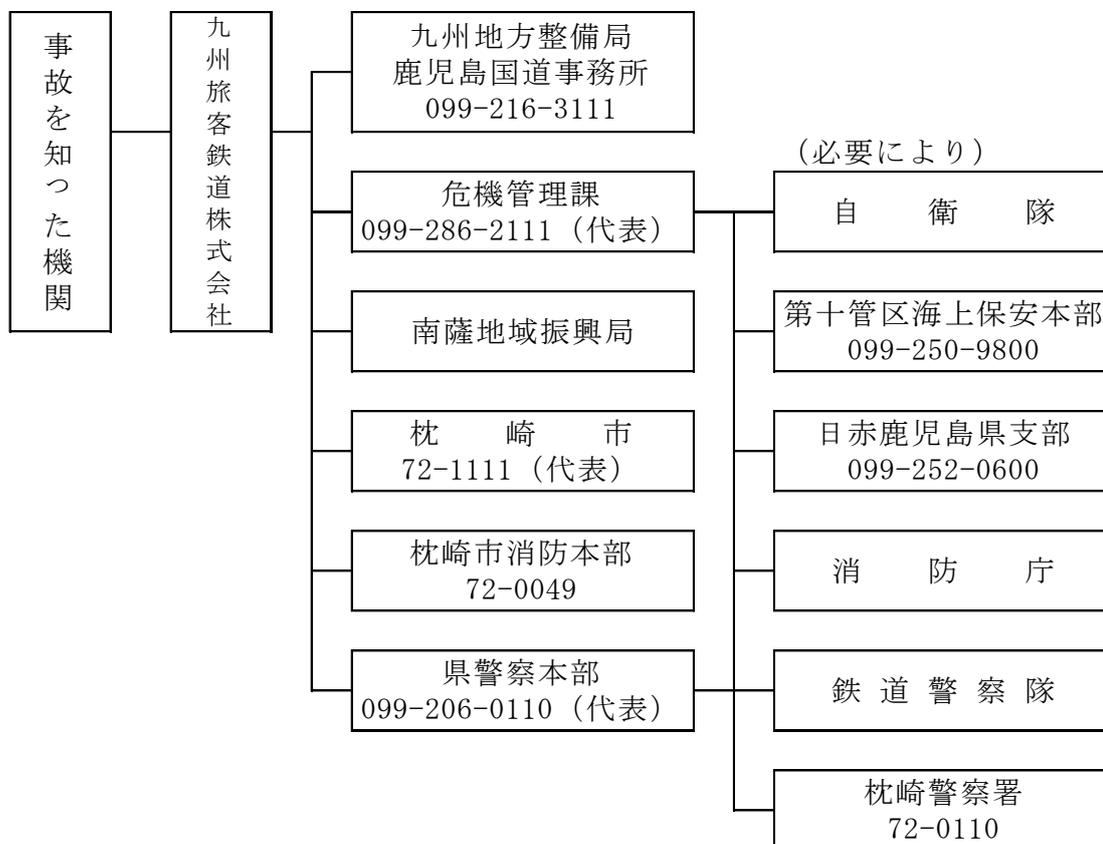
⑥ 避難の必要性など地域に与える影響

⑦ その他必要な事項

3 被害情報等の報告

(1) 市は，市域内に被害が発生したときは，人的被害の状況等の情報を収集し，被害規模の把握に努め，これらの被害情報等を県に報告する。

◆ 事故通報連絡図



(2) 鉄道事業者は，大規模な鉄道災害が発生した場合，速やかに国，県，消防及び警察に事故の状況，被害の状況等を連絡する。

4 応急活動体制の確立

鉄道災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため「第3編第1章第1節 応急活動体制の確立」の定めるところにより災害対策本部を設置する等応急活動体制を確立する。

5 救急・救助活動

鉄道災害時における救急・救助活動については、「第3編第2章第7節 救助・救急」の定めるところにより実施する。

6 医療救護活動

鉄道災害時における医療救護活動については、「第3編第2章第10節 緊急医療」の定めるところにより実施する。

7 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

「第3編第3章第8節 行方不明者の捜索、遺体の処理等」の定めるところにより、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施する。

8 交通規制の実施

災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第3編第2章第8節 交通確保・規制」の定めるところにより、警察等各関係機関と協力して、必要な交通規制を実施する。

9 自衛隊派遣要請

災害の規模や収集した被害情報から判断して必要がある場合には、「第3編第1章第5節 自衛隊の災害派遣」の定めるところにより、知事に対して自衛隊の災害派遣を要請する。

第3章 道路事故対策

道路建造物の被災等による多数の死傷者の発生といった大規模な道路災害に対し、市をはじめとする防災関係機関がとるべき対策を定める。

第1節 予防対策 (全課)

第1 道路施設の整備

道路は、災害時の消防、救出、避難、医療、救援活動の際、重要な交通手段・輸送経路の役割を果たすことになるため、市及び国、県等の各道路管理者は、既存道路施設等の安全化を基本に以下の防災対策等に努める。

1 所管道路の防災対策工事

道路機能を確保するため、所管道路については、橋梁定期点検等に基づき、対策が必要な箇所について、法面の補強等の防災対策工事を推進する。

2 所管道路の橋梁における耐震対策工事

所管道路における橋梁の機能を確保するため、市及び各管理者においては、道路防災総点検等に基づき、対策が必要な橋梁について、架替、補強、落橋防止装置等の対策工事を推進する。

第2 緊急輸送道路ネットワークの形成

風水害等の災害時に、救助、救急、医療、消防活動に要する人員や、救援物資等の輸送活動を円滑かつ確実に実施するため、道路はネットワークとして機能することが重要である。

このため、市及び他の道路管理者においては、防災拠点間（又は、防災拠点へのアクセス道路）について、多重化、代替性を考慮した緊急輸送道路ネットワークを形成し、これらの道路の拡幅、バイパスの整備等、防災対策を推進する。

第3 道路啓開用資機材の整備

道路管理者は、事故車両、倒壊物、落下物等を排除して、災害時の緊急輸送路としての機能を確保できるよう、レッカー車、クレーン車、工作車等の道路啓開用資機材の確保の体制を整える。

第4 情報の収集・連絡手段の整備等

- 1 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制を整備する。
- 2 災害時における緊急連絡体制を確保するため、平常時から通信設備の整備、充実に努める。

「第2編第2章第2節 通信・広報体制（機器等）の整備」に準ずる。

第5 防災組織の整備

- 1 応急活動実施体制の整備
- 2 防災組織相互の連携体制の整備
- 3 広域応援体制の整備

「第2編第2章第1節 防災組織の整備」に準ずる。

第6 防災訓練の実施

- 1 事故発生時，機関相互の連携が的確になされるよう防災訓練を実施する。
- 2 訓練後には評価を行い，課題等を明らかにし，必要に応じて体制等の改善を行う。

第2節 応急対策 (全課)

第1 活動体制

1 事故災害復旧対策本部等の設置

大規模な交通事故等が発生した場合、道路管理者は、人命の安全確保と輸送の確保を行うため、必要に応じて事故災害復旧対策本部等を設置する。

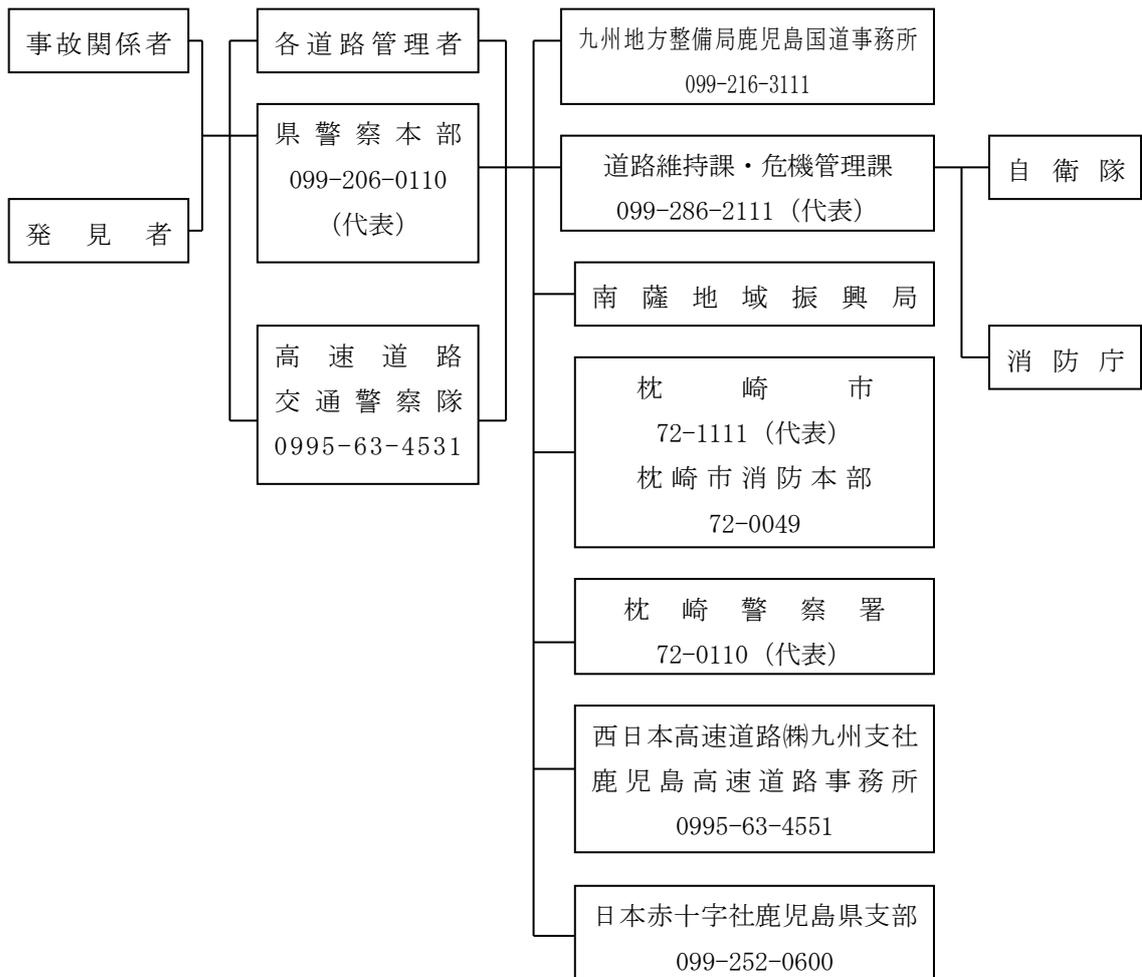
2 通信連絡体制

市及び道路管理者は、事故情報及び応急措置の連絡指示並びに被害状況の収集等の通信連絡体制を整えるとともに、消防、警察関係機関等との連絡を密にする。

3 被害情報等の報告

市は、市域内に被害が発生したときは、人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、これらの被害情報を県に報告する。

◆ 事故通報連絡図



第2 発生時の初動体制

1 救助・救急

市及び他の道路管理者は、事故が発生した場合は、人命の救急・救助を最優先とし、消防、警察等関係機関との連携を密にし、人命の救急・救助活動を支援する。

2 交通規制

市及び他の道路管理者は、事故が発生した場合は、二次災害の防止及び施設の安全確保と輸送の確保を行うために、必要に応じて交通規制を行う。

また、市及び他の道路管理者は、道路の交通規制の措置を講じた場合には、関係機関や道路交通情報センターに連絡し、一般住民等への情報提供を行うとともに、迂回路等の案内表示を行い交通障害の解消に努める。

(交通規制については、「第3編第2章第8節 交通確保・規制」に準じる。)

第3 広域的な応援体制

「第3編第1章第4節 広域応援体制」に準じる。

第4 避難誘導

市及び他の道路管理者は、事故が発生した場合は、二次災害の防止及び施設の安全確保と輸送の確保を行うため、消防、警察等関係機関との連携を密にし、歩行者、運転者等の避難誘導を行う。

第5 被災関係者等への迅速な情報の提供等

市及び他の道路管理者は、被災者の家族等に対して事故災害及び救出作業に係る情報を可能な限り提供する。

第6 復旧活動

市及び他の道路管理者は、事故が発生した場合は、輸送の確保を行うため速やかに復旧活動を行う。

第4章 ヘリポート災害対策

ヘリポート及びその周辺において、ヘリコプターの墜落等による多数の死傷者の発生といった大規模なヘリコプター災害に対し、防災関係機関がとるべき対策を定める。

第1節 予防対策 (ヘリポート対策部)

第1 情報の収集・連絡手段の整備等

- 1 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制を整備する。
- 2 災害時における緊急連絡体制を確保するため、平常時から通信設備の整備、充実に努める。

「第2章第2節 通信・広報体制（機器等）の整備」参照

第2 予防体制の強化

- 1 災害時における応急活動等に関し、あらかじめ協定の締結を行うなど、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図る。
- 2 航空運送業者等に航空交通の安全確保に関する情報を適時、適切に提供し、災害を未然に防止するために必要な措置を講じる。

第3 防災組織の整備

- 1 応急活動実施体制の整備
- 2 防災組織相互の連携体制の整備
- 3 広域応援体制の整備

「第2章第1節 防災組織の整備」参照

第4 防災資機材の整備

災害時の救急・救助、消火に備え、防災資機材の整備に努める。

第5 医療活動体制の整備

「第2編第2章第9節 医療体制の整備」参照

第6 緊急輸送活動の整備

「第2編第2章第7節 交通確保体制の整備」参照

第7 防災訓練の実施

- 1 ヘリポート管理者、航空運送事業者、消防、警察をはじめとする防災関係機関は、相互に連携した訓練を実施するものとする。
- 2 訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じて体制等の改善を行う。道路建造物の被災等による多数の死傷者の発生といった大規模な道路災害に対し、市をはじめとす

る防災関係機関がとるべき対策を定める。

第2節 応急対策 (ヘリポート対策部)

第1 枕崎ヘリポートの応急対策

1 事故応急対策本部

枕崎ヘリポート及びその周辺におけるヘリコプター事故についての捜索、救難等並びにヘリポート施設の災害復旧の応急対策にあたっては、枕崎ヘリポート管理事務所が消火救難隊を設置し、必要な措置を講ずる。

2 通信連絡体制

- (1) ヘリポート内で重大事故が発生するおそれがある場合又は事故が発生した場合、枕崎ヘリポート管理事務所は、事故発生時刻、事故発生場所、事故の態様など速やかに、県、関係機関等に通報する。
- (2) ヘリポート周辺で事故が発生した場合、消防機関、警察機関は、当該地域において事故発生を知った時は、事故発生時刻、事故発生場所、事故の態様など速やかに枕崎ヘリポート管理事務所に通報する。
- (3) 事故処理の実施
事故処理の実施にあたっては、「枕崎ヘリポート管理要領」によるほか、消火救難隊は、「枕崎ヘリポート消火救難隊業務要領」に基づいて処理する。

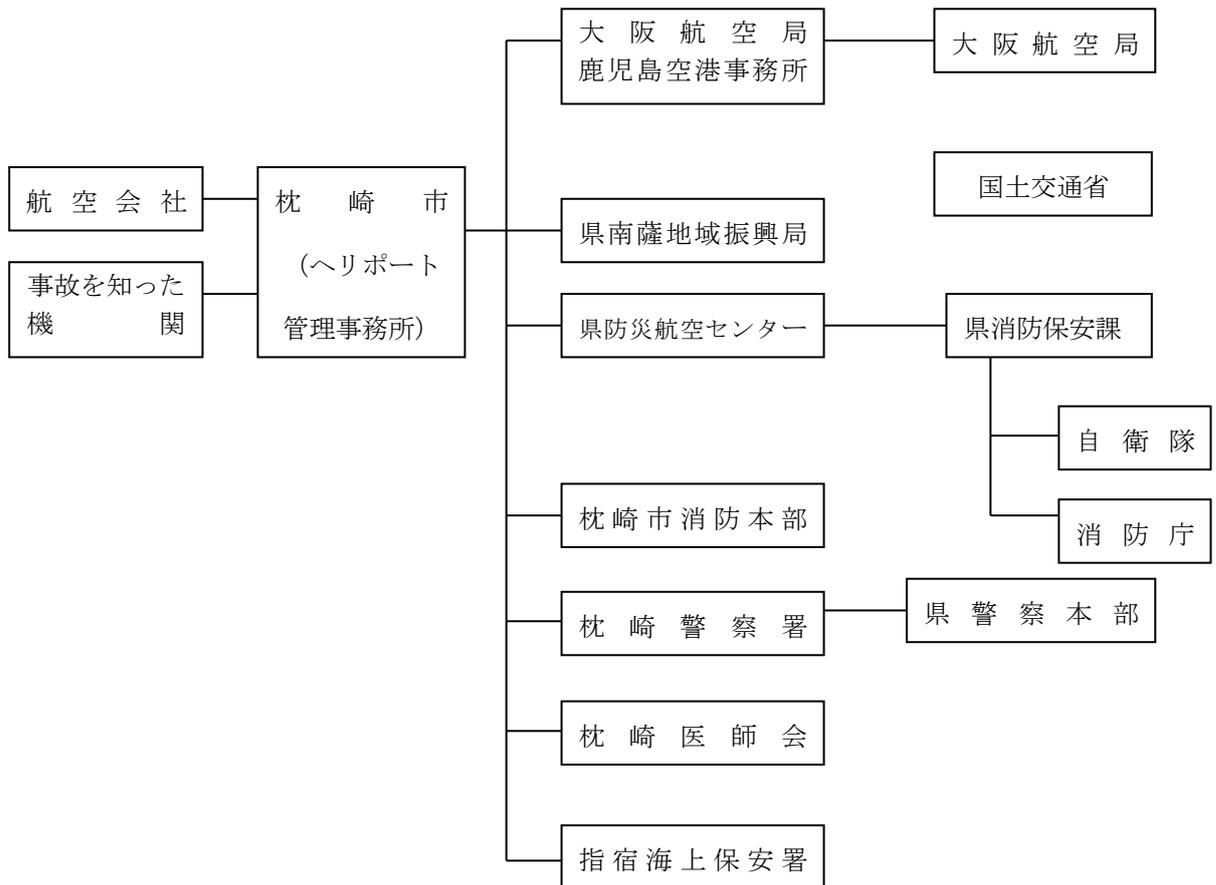
第2 関係機関の業務分担

関係機関の業務分担は、おおむね次のとおりである。

関係機関	実施事項
枕崎市（管理委託業者）	(1) 事故処理の総括的な業務 (2) 関係機関への情報伝達 (3) 関係機関への協力要請 (4) ヘリポート内企業等への応急対策上必要な指示 (5) ヘリポート設備の使用制限 (6) 事故関係情報の周知 (7) 避難所の設置及び運営 (8) 遺体の一時収容所の設置
大阪航空局 鹿児島空港事務所	(1) 枕崎市への応急対策上必要な指示 (2) 枕崎市の行う応急対策への協力
鹿児島海上保安部 指宿海上保安署	(1) 被害規模等に関する情報の収集、連絡 (2) 海上における捜索活動 (3) 海上における災害に係る救助・救急活動 (4) 救護班の緊急輸送

	(5) 船舶交通の制限又は禁止
鹿児島県 南薩地域振興局	(1) 枕崎市に対する情報の伝達及び応急対策上必要な指示 (2) 被害状況の取りまとめ (3) 応急対策物資のあっせん，調達・輸送の協力 (4) 応援要請
県防災航空センター	枕崎市の行う応急対策への協力
枕崎警察署	(1) 警備活動 (2) 災害状況等情報の収集 (3) 救出・救助活動 (4) 立入禁止区域の設定等
枕崎市消防本部	救難及び消火・延焼防止作業
枕崎市医師会	負傷者の収容並びに手当

◆ 事故通報連絡図



第5章 危険物等災害対策

石油類等の危険物の漏洩，流出，電気，火災，爆発，飛散等による多数の死傷者等の発生といった大規模な危険物等災害に対し，市をはじめとする防災関係機関がとるべき対策を定める。

第1節 予防対策（全課）

第1 危険物等災害の防止

1 危険物の災害防止

(1) 危険物施設等の保安監督・指導

市は，消防法の規制を受ける危険物施設等の所有者，管理者等に対し，自主防災体制の確立，保安員の適正な配置及び危険物取扱従事者等に対する教育を計画的に実施するよう指導し，当該危険物施設等に対する保安の確保に努めさせるとともに，消防法の規定による立入検査を実施し，災害防止上必要な助言又は指導を行う。【資料編8参照】

(2) 危険物災害の防止対策の実施方策

危険物による災害防止のため，市長は，消防法に基づき，次の予防措置を講ずる。

① 立入検査等の実施

ア 危険物施設の施工中又は完成時に検査を実施する。

イ 危険物施設の定期的保安検査を実施する。

ウ 危険物の運搬，移送中の事故防止を図るため，路上検査を実施する。

② 定期的自主検査の指導

危険物施設の所有者，管理者又は占有者に対し，法の規定に基づく定期的自主検査の実施を指導する。

③ 事業所における保安教育等の実施

事業所が自ら予防規程を策定し，従業員に対する保安教育や，災害時の措置等を徹底させるよう指導する。

④ 消費者保安対策

セルフ式給油取扱所等，消費者が直接危険物を取り扱う場合の保安対策として，その取扱方法，注意事項等の周知徹底を図る。

2 電気工作物及び電気用品の災害防止

電気による出火及び災害防止のため，電気工作物に関する規制については，電気事業法，その他の電気関係諸法令で規制されているが，これらの法規に基づき，次のような電気保安

対策を強化する。

- (1) 電気事業者は、施設全般にわたる電気工作物の点検、測定状況等を把握し、適切な措置をする。
- (2) 自家用電気工作物施設者は、保安体制の確立を図り、事故を未然に防止する。
- (3) 住宅等における一般用電気工作物は、電気事業者が行う定期調査結果による不良電気工作物の適正化を図る。

第2 災害応急対策への備え

1 災害情報の収集・連絡手段の整備等

- (1) 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制を整備する。
- (2) 災害時における緊急連絡体制を確保するため、平常時から通信設備の整備、充実に努める。

「第2編第2章第2節 通信・後方体制（機器等）の整備」に準じる。

2 防災組織の整備

- (1) 応急活動実施体制の整備
- (2) 防災組織相互の連携体制の整備
- (3) 広域応援体制の整備

「第2編第2章第1節 防災組織の整備」に準じる。

3 救急・救助、医療及び消火活動の整備

- (1) 救助・救急活動の整備

「第2編第2章第6節 救助・救急体制の整備」に準じる。

- (2) 医療活動の整備

「第2編第2章第9節 医療体制の整備」に準じる。

- (3) 消火活動の整備

「第2編第2章第4節 消防体制の整備」に準じる。

4 緊急輸送活動の整備

「第2編第2章第7節 交通確保体制の整備」に準じる。

5 避難活動の整備

「第2編第2章第5節 避難体制の整備」に準じる。

6 防災訓練の実施

- (1) 事故発生時機関相互の連携が的確になされるよう、防災訓練を実施する。
- (2) 訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ、体制等の改善を行う。

第2節 応急対策 (全課)

第1 危険物等の対策

1 石油の保安対策

危険物施設等の管理者の措置は、危険物施設の種類及び取扱い貯蔵する危険物の種類及び災害の種類規模等によって異なるが、おおむね次の区分に応じて措置する。

(1) 災害が発生するおそれのある場合の措置

- ① 情報及び警報等を確実に把握する。
- ② 消防施設（ここでいう消防施設とは、各種災害に対処できる全ての設備をいう。）の点検整備をする。
- ③ 施設内の警戒を厳重にする。
- ④ 危険物の集荷の中止，移動搬出の準備，浮上，流出，転倒の防止及び防油堤の措置をとる。

(2) 災害発生の場合の措置

- ① 消防機関及びその他の関係機関への通報
- ② 消防設備（(1)の②）を使用し，災害の防除に努める。
- ③ 危険物施設等における詰替，運搬等の取扱いを禁止し，災害の拡大誘発の防止に努める。
- ④ 消防機関及びその他関係機関を迅速に誘導し，災害の防除に努める。
- ⑤ 災害の拡大に伴って，付近の状況等により，避難等の処理をなし，被害を最小限度に押さえるように努める。

2 電気の保安対策

台風，火災，その他の非常災害時には，支持物の倒壊，電線の断線等の事態が発生するおそれがあるので，次のような措置を行い，危険箇所の早期発見に努める。

- (1) 災害発生時は，直ちに電気工作物の非常巡視を行い，危険箇所の早期発見に努める。
- (2) 危険箇所を発見した場合には，直ちに送電を中止するよう電気設備の施設関係者に連絡し，公衆に対する危険の標示，接近防止の措置を行う。
- (3) 出火のあった場合は，直ちに現場に急行し，現場の警察，消防関係者と緊密に連絡し，近傍電気工作物の監視を行うとともに，必要に応じ電気設備の施設者に対する送電の停止又は電気工作物の撤去等危険防止の措置を速やかに行うよう警告する。

3 毒物劇物の災害応急対策

毒物劇物取扱い施設が，災害により被害を受け，毒物劇物が飛散，漏洩又は地下に浸透し，

保健衛生上危害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、速やかに次の措置を講ずる。

(1) 施設等の管理責任者は、危険防止のための応急措置を講ずるとともに、保健所、警察署及び消防署に届け出る。

(2) 県は、警察、消防等の関係機関と連携し、広報活動等の必要な措置を講ずる。

第2 活動体制の確立

「第3編第1章第1節 応急活動体制の確立」に準じる。

第3 広域的な応援体制の確立

「第3編第1章第4節 広域応援体制」に準じる。

第4 被害情報の報告

市は、市域内に被害が発生したときは、人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、これらの被害情報を県に報告する。

事業者は、大規模な危険物等災害が発生した場合、被害の状況、応急対策の活動体制等を速やかに県、消防、警察及び防災関係機関に連絡する。

第5 救助・救急、医療及び消火活動の整備

1 救急・救助活動の整備

「第3編第2章第7節 救助・救急」に準じる。

2 医療活動の整備

「第3編第2章第10節 緊急医療」に準じる。

3 消防活動の整備

「第3編第2章第5節 消防活動」に準じる。

第6 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

「第3編第2章第9節 緊急輸送」に準じる。

第7 避難収容活動

1 避難誘導の実施

「第3編第2章第6節 避難の指示、誘導」に準じる。

2 避難場所

「第3編第3章第1節 避難所の運営」に準じる。

3 要配慮者への配慮

「第3編第2章第11節 要配慮者への緊急支援」に準じる。

第8 被災者等への的確な情報伝達活動

「第3編第2章第3節 広報」に準じる。

第6章 林野火災対策

火災による広範囲にわたる林野の焼失等といった林野火災に対し、市（消防本部を含む。）をはじめとする防災関係機関がとるべき対策を定める。

第1節 予防対策（全課）

第1 広報活動の充実

市（消防本部を含む。）及び国、県等は、森林所有者、林業労働者、付近住民及び森林レクリエーション等の森林利用者等を対象に広報活動を実施することとし、立看板・防火標識の設置やテレビ・ラジオによる広報等有効な手段を通じて、林野火災予防思想の普及、啓発に努める。

第2 予防体制の強化

市は、乾燥・強風等の気象状況に留意し、森林法に基づく火入れの規制を適切に行うものとする。また、気象状況等が、火災予防上危険であると認めるときは、地区住民及び入山者に対し火災に関する警報の発令及び周知等必要な措置を講ずる。

森林所有者、地域の林業関係団体は、自主的な森林保全管理活動を推進するよう努める。

第3 防災組織の育成

市等防災関係機関は、森林管理者による自主的な予防活動の組織を育成強化する。

第4 予防施設、防災資機材の整備

市は、林野火災用消防水利及び消防施設の整備に努める。

第5 情報の収集・連絡手段の整備等

- 1 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制を整備する。
- 2 災害時における緊急連絡体制を確保するため、平常時から通信設備の整備、充実に努める。

「第2編第2章第2節 通信・広報体制（機器等）の整備」に準じる。

第6 防災組織の整備

- 1 応急活動実施体制の整備
- 2 防災組織相互の連携体制の整備
- 3 広域応援体制の整備

「第2編第2章第1節 防災組織の整備」に準じる。

第7 交通体制の整備

「第2編第2章第7節 交通確保体制の整備」に準じる。

第8 避難活動の整備

「第2編第2章第5節 避難体制の整備」に準じる。

第9 防災訓練の実施

- 1 事故発生時、機関相互の連携が的確になされるよう防災訓練を実施する。
- 2 訓練後には、評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

第2節 応急対策 (全課)

第1 活動体制

1 現場指揮本部の設置による応急活動

市は、火災を覚知した場合は、現場指揮本部を設置し、関係機関と連携して防ぎよにあたるるとともに、状況把握を的確に行い、近隣の市町等への応援出動要請の準備を行う。

2 災害対策本部の設置による応急活動

大規模な林野火災により、重大な被害が発生し、又は発生するおそれがあると認められるときは、災害対策本部を設置し、県及び関係機関と協力して総合的な災害応急対策を実施する。

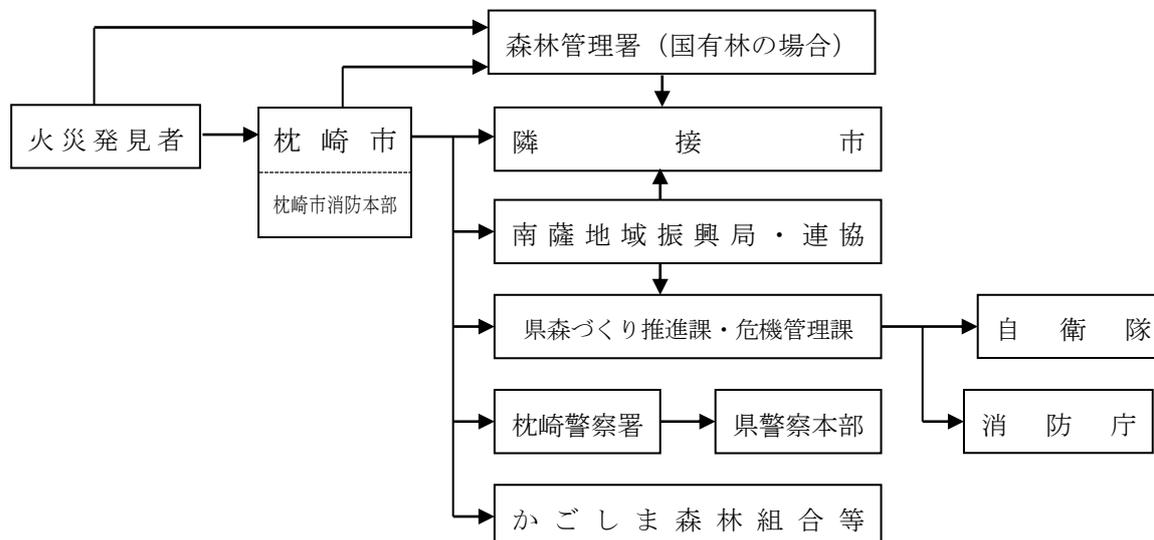
3 空中消火体制

市は、消防機関等の地上隊による消火が困難と判断するときは、県に対して消防・防災ヘリコプターの派遣を要請するなど、空中消火体制をとる。

4 通信連絡体制

市は、火災を発見した者から通報を受けた場合は、速やかに県、隣接市、関係機関等に通報する。また、市は、森林管理者、県等と相互に情報交換等を行う。

◆ 林野火災通報連絡図



5 災害情報の収集・連絡体制の整備

「第3編第2章第2節 災害情報・被害情報の収集・伝達」に準じる。

第2 関係機関の業務分担

関係機関の業務分担は、おおむね次のとおりである。

関係機関	実施事項
鹿児島森林管理署	(1) 国有林に係る火災対策の総括的な業務 (2) 国有林に係る火災の関係機関への情報伝達 (3) 国有林に係る火災の関係機関への協力要請 (4) 国有林内への立入り制限，火の使用制限等 (5) 国有林に係る火災関係情報の広報
枕崎市消防本部	(1) 火災対策の総括的な業務 (2) 救難及び捜索，消火・延焼防止作業 (3) 関係機関への情報伝達 (4) 関係機関への協力要請 (5) 立入り制限，火の使用制限等 (6) 火災関係情報の広報 (7) 避難所の設置及び運営 (8) 広域応援
指宿海上保安署	(1) 被害規模に関する総括的な情報等の連絡 (2) 救護班の緊急輸送
陸上自衛隊第12普通科連隊	(1) 被害状況等情報の収集，通報 (2) 救難及び捜索，消火・延焼防止作業 (3) 防災資機材の輸送 (4) 付近住民の避難に必要な支援
海上自衛隊第1航空群	(1) 災害状況等情報の収集，通報 (2) 避難及び捜索，消火・延焼防止作業 (3) 防災資機材の海上輸送
鹿児島県	(1) 関係市町村に対する情報の伝達及び応急対策上必要な指示 (2) 消防・防災ヘリコプターによる空中消火，避難誘導等 (3) 応援要請 (4) 被害状況等の取りまとめ
鹿児島県警察本部 (枕崎警察署)	(1) 警備活動 (2) 災害状況等情報の収集 (3) 救出救助活動 (4) 立入禁止区域の設定等
枕崎市医師会	負傷者の収容並びに手当

第3 広域的な応援体制の整備

「第3編第1章第4節 広域応援体制」に準じる。

第4 救助・救急、医療及び消火活動の整備

1 救助・救急活動の整備

「第3編第2章第7節 救助・救急」に準じる。

2 医療活動の整備

「第3編第2章第10節 緊急医療」に準じる。

3 消火活動の整備

「第3編第2章第5節 消防活動」に準じる。

第5 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動の整備

「第3編第2章第9節 緊急輸送」に準じる。

第6 避難収容活動の整備

1 避難誘導の実施

「第3編第2章第6節 避難の指示，誘導」に準じる。

2 避難場所

「第3編第3章第1節 避難所の運営」に準じる。

3 災害時要援護者への配慮

「第3編第2章第11節 災害時要援護者への緊急支援」に準じる。

第7 被災者等への的確な情報伝達活動の整備

「第3編第2章第3節 広報」に準じる。

第8 施設設備の応急復旧及び二次災害の防止活動

1 市，県及び関係機関は，それぞれの所管する施設・設備の緊急点検を実施し，ライフライン及び公共施設の応急復旧を速やかに行う。

2 市，県及び国は，林野火災により荒廃した地域の下流域において，降雨時による土砂災害など二次災害の危険性について調査を実施するとともに，緊急性の高い箇所については，応急対策を行う。